

今後の治水対策のあり方について

国土交通省の「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、これまで幅広い治水対策案の立案手法や新たな評価軸等の検討がなされてきたが、今般、個別ダムの検証に当たっての考え方をまとめた「中間とりまとめ（案）」が示された。

一方、全国知事会「地方の社会資本整備PT」では、ダム整備などの治水・治水対策を含む、地域主権の実現に向けた今後の社会資本整備のあり方について、「提言書」（H22.4.19）をとりまとめたところである。

今後、「中間とりまとめ」の成案作成や治水対策の実施にあたっては、本提言書の趣旨を踏まえながら、次に掲げる事項について、特に留意するよう求めるものである。

1 地域の意向等の反映・尊重

国土交通大臣が個別ダムの「対応方針」を決定（最終判断）する過程においては、有識者会議への地元関係者の参加や「国土交通大臣と関係地方公共団体等からなる協議の場」の設置など、地域の事情や意向等を十分に聴取する機会を設けること。特に、地域の意向等と相異なるような最終判断を国土交通大臣が行おうとする場合には、地元関係者等からの再度の意見聴取の機会を設けるなど、地元との事前調整を十分に図ること。

また、ダム事業を中止するとの最終判断を行おうとする場合には、地域に及ぼす悪影響を軽減するための対策とその実施時期・実施主体、これまでの地方負担分の取扱いも含めた費用負担等を併せて具体的に提示すること。

補助ダムについては、ダム建設が必要であると都道府県が判断する場合も含め、国としてその判断を最大限尊重し、必要な財源の確保等に配慮すること。

2 検証工程の明確化と検証作業の早期実施

地域における治水・利水等の緊急性や地元住民の不安の軽減に鑑み、国は今後の検証作業に関する具体的な工程（個別検証の着手時期、関係者からの意見聴取の時期、国土交通大臣の最終判断の時期等）を明示し、作業の予見可能性を確保すること。その際、事業執行の停滞を最小限に止めるために、国土交通大臣は「対応方針（案）」等の報告を随時に受け付け、早期に最終判断をすること。また、最終判断の後には、補正予算編成や予備費の活用等により機動的な予算措置を行い、早期の事業着手・再開を可能とすること。

3 直轄ダム事業の「中期的見通し」

国の直轄事業は地域における基幹的なものが大部分を占め、その整備は地方の施策・事業を企画・実施する上での前提条件となっていることから、一方的な整備の中止や大幅な遅れは地域に多大な混乱と損失を与える。今後の直轄ダム事業の実施にあたっては、今回の検証作業を含め、国と地方が協調的に作業を進めていくことができるよう、「中期的見通し」を明らかにすること。

4 地域の実情に応じた流域治水対策

「中間とりまとめ（案）」に示されている「流域と一体となった治水対策」の推進にあたっては、既存施設の有効活用やハード・ソフトのベストミックスによる対策など、地域の実情にあった効率的な施策を柔軟に実施できる環境を整えること。

平成22年8月9日

全国知事会「地方の社会資本整備PT」

PTリーダー 大分県知事 広瀬 勝貞